

緊急用ワクチン類供給マニュアル

(平成12年3月12日付け12薬第798号衛生部長通知)

1 目的

まむし咬傷患者等の発生に伴う治療に迅速に対応するために、緊急治療用として特に必要なワクチン及び抗毒素（以下「ワクチン類」という。）の医療機関への供給について、具体的体制を定めるものである。

2 基本方針

国有ワクチン類及び乾燥まむしウマ抗毒素等緊急治療用抗毒素を備蓄し、医療機関へ迅速かつ円滑に供給することにより、緊急の需要に対応する。

なお、患者が現に存在する緊急の状況に配慮しながら、所用の書類手続きは後日行う等臨機応変に対応を行うよう努める。

3 薬事管理課が実施する事項

(1) 抗毒素の保管・管理

緊急用に備え、乾燥まむしウマ抗毒素、乾燥ガスエソウマ抗毒素、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（E型）及び乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（ABEF型）を課内に保管し、管理を行う。

(2) ワクチン類の供給

ア 保管している抗毒素（乾燥まむしウマ抗毒素、乾燥ガスエソウマ抗毒素、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（E型）及び乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（ABEF型））

医療機関からの譲渡申請書（別紙1）に基づき供給する。

医療機関が抗毒素を受領した後は、受領書（別紙2）の提出を受ける。

また、保管していない保健所等から供給依頼があった時は、医療機関の近隣の保管場所と連絡調整を行う。

イ ア以外の国有ワクチン類（乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、コレラワクチン及び乾燥ジフテリアウマ抗毒素）

医療機関から提出された譲渡申請書（別紙1）に基づき、厚生労働省に供給申請を行い、ワクチン類を医療機関へ供給する。

なお、国有ワクチン類の譲受が円滑に行われるよう、国有ワクチン類の保管場所と医療機関との調整を行う。

医療機関がワクチン類を受領した後は、受領書（別紙2）の提出を受ける。

ウ 乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ヤマカガシ抗毒素、経口生ポリオワクチン（市町村による定期接種を除く。）、黄熱ワクチン、抗マラリア薬

医療機関等から供給依頼があった時は、医療機関が直接「緊急用ワクチン類の保管場所一覧表（別紙3）」の連絡先に連絡し供給を受けるよう依頼する。

(3) 抗毒素の備蓄依頼

乾燥まむしウマ抗毒素及び乾燥抗破傷風人免疫グロブリンは、県内の医療機関の需要に適切に対応できるよう「緊急用ワクチン類の保管場所一覧表（別紙3）」に記載の卸

売一般販売業者へ常時保管するよう依頼する。

(4) 緊急用ワクチン類の保管場所の周知

「緊急用ワクチン類の保管場所一覧表（別紙3）」を作成し、保健所、医療機関等へ配布し、保管場所について周知する。

(5) 「緊急用ワクチン類の夜間・休日連絡表」の作成

ワクチン等の供給にあたる薬事管理課及び保健所の担当者の連絡表を作成し、保健所に配布する。

4 保健所が実施する事項

(1) 抗毒素の保管・管理

緊急用に備え、乾燥まむしウマ抗毒素、乾燥ガスエソウマ抗毒素及び乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（ABEF型）を所内に保管し、管理を行う。

保管場所は別紙3のとおり

(2) ワクチン類の供給

ア 保管している抗毒素（乾燥まむしウマ抗毒素、乾燥ガスエソウマ抗毒素、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（ABEF型））

医療機関からの譲渡申請書（別紙1）に基づき供給する。

医療機関が抗毒素を受領した後は、受領書（別紙2）の提出を受ける。

医療機関から提出を受けた譲渡申請書及び受領書は薬事管理課に進達する。

医療機関からの譲渡申請数が保管分を越えている場合は、薬事管理課へ連絡する。

イ 保管していない抗毒素（乾燥ガスエソウマ抗毒素、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（E型）、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（ABEF型））

医療機関から供給依頼の一報を受けた時は、薬事管理課に連絡するとともに、医療機関に対し譲渡申請書（別紙1）等の提出について依頼する。

医療機関から提出された譲渡申請書（別紙1）を薬事管理課へ進達する。

医療機関が抗毒素を受領した後は、受領書（別紙2）の提出を受け、薬事管理課に進達する。

ウ ア、イ以外の国有ワクチン類（乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、コレラワクチン、乾燥ジフテリアウマ抗毒素）

医療機関から供給依頼の一報を受けた時は、薬事管理課に連絡するとともに、医療機関に対し譲渡申請書（別紙1）等の提出について依頼する。

医療機関から提出された譲渡申請書（別紙1）を薬事管理課へ進達する。

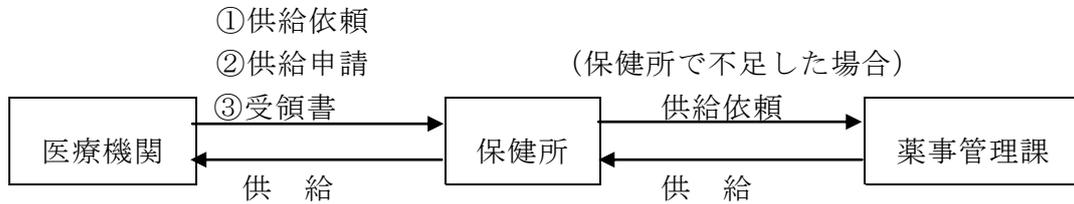
医療機関が抗毒素を受領した後は、受領書（別紙2）の提出を受け、薬事管理課に進達する。

エ 乾燥抗破傷風人免疫グロブリン、ヤマカガシ抗毒素、経口生ポリオワクチン（市町村による定期接種を除く。）、黄熱ワクチン、抗マラリア薬

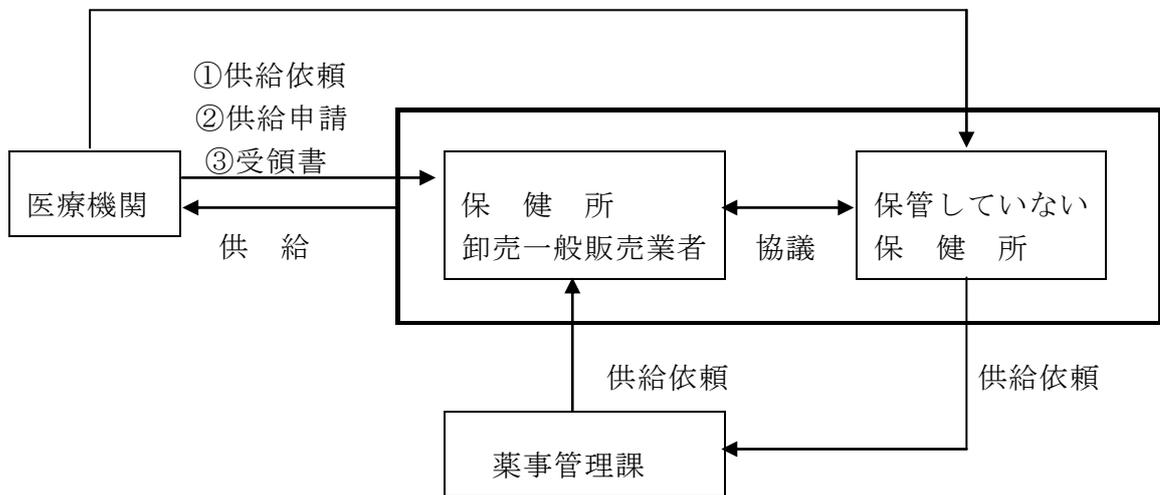
医療機関等から供給依頼があった時は、医療機関が直接「緊急用ワクチン類保管場所一覧表（別紙3）」の連絡先に連絡し供給を受けるよう依頼する。

5 供給フロー図

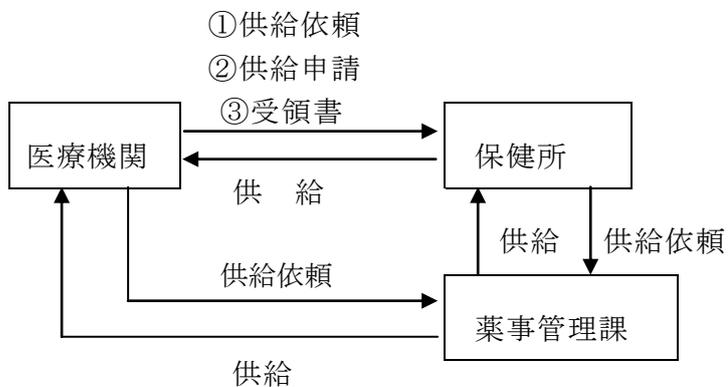
- (1) 備蓄保管している抗毒素
 ア 乾燥まむしウマ抗毒素



- イ 乾燥ガスエソウマ抗毒素、乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（ABEF型）（以上国有ワクチン）

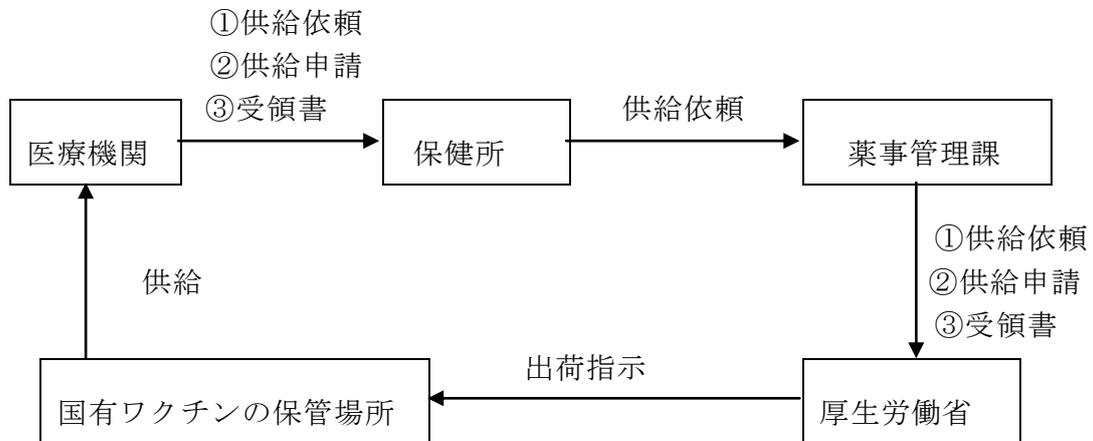


- ウ 乾燥ボツリヌスウマ抗毒素（E型）（国有ワクチン）



(2) (1)以外の国有ワクチン類

乾燥組織培養不活化狂犬病ワクチン、コレラワクチン、乾燥ジフテリアウマ抗毒素



6 附 則

このマニュアルは、平成13年3月12日から運用する。

このマニュアルは、平成16年10月28日から運用する。